

工事概要書

1. 工事件名 量子生命科学研究所X-201他除湿機設置工事
2. 工事場所 千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区 量子科学生命研究所
3. 工事目的 量子科学生命研究所 2階、3階、4階実験エリアの湿度が高く、実験環境に影響を及ぼすことから除湿機を導入する。また、2階X-202および3階X-303小実験室を実験環境として使用するにあたり、エアコン（各1台）を設置する。
4. 完成期限 令和8年7月31日（金）
※工事完了は令和8年6月30日（火）までとする。
5. 工事内容
現場説明書、特記仕様書等による。
受注者は、監督職員との連絡・調整を密に行い、協力のうえ、所定の工期内に工事を完成させること。
6. 施工上の注意事項
 - 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、施工に際しては既設建築物等の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずること。
 - 近隣住民及び病院関係者等から問い合わせ等があった場合には、誠実に対応し、その結果を直ちに監督職員に報告すること。
 - 工事に伴い発生する騒音、振動、粉塵、臭気などについて、十分に配慮した上で施工すること。
 - 本工事において、工事範囲に隣接する各建屋への歩行者の通行・出入り、及び当機構千葉地区内の歩行者・車両の通行に支障をきたさないよう注意すると共に、必要に応じて通路を確保するなど安全に十分留意すること。
 - 本工事における交通規制を行う際、少なくとも2週間以上前に監督職員と協議の上、当機構千葉地区内への周知・調整に使用する資料作成を行い、同資料は、交通規制場所毎に規制日時のわかるものとする。
 - 入構の際は守衛所で所定の手続きを行うこと。
 - 火気の使用については、予め監督職員に申し出て、当機構内手続きを行うこと。
 - 本工事に起因し、建物、設備、配管・配線類、及びその他を破損した場合は、受注者負担により速やかに原状回復すること。
 - 本工事に伴い発生する発注者、関係官公庁等への提出・申請書類作成業務及びこれらに係る費用（申請・検査費用含む。）は全て受注者負担とする。また、発注者が行う申請手続きを代行して行うものとする。
 - 現場の納まり、取合い等に伴う軽微な変更、設計図等に記載の無いものであっても軽微なものは、監督職員と協議し、受注者の負担において誠実に施工すること。
 - 工事で発生する廃棄物は、法令等に基づいた処理を行うと共に、産業廃棄物管理票の写し等を提出すること。
 - その他疑義が生じた場合は、監督職員と協議のこと。

要求部課名 量子生命科学研究所
研究推進室
監督職員 廣本 武